

令和8年度

事業計画書

法人本部

特別養護老人ホームやすらぎ荘

やすらぎ荘短期入所生活介護事業

養護老人ホーム東山荘

東山荘外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業

指定訪問介護事業所いわいり

地域密着型特別養護老人ホーム舞川の里

舞川の里短期入所生活介護事業



社会福祉法人

東山愛光会

I 法人の理念と重点項目

社会福祉法人東山愛光会の理念と事業の重点項目は、次のとおりです。
この理念と重点項目は、毎年度の事業計画の基本となるものです。

1、東山愛光会の理念

「基本理念」・・・「熱意」「誠意」「創意」

平成 13 年 4 月 1 日に社会福祉法人東山愛光会が、旧東山町から新築した特別養護老人ホームやすらぎ荘の運営を引き継ぎ 25 年目になります。その翌年には養護老人ホーム東山荘の運営も旧東山町から引き継ぎ、その後の平成 24 年には、法人として初の新規事業所の地域密着型特別養護老人ホーム舞川の里を開設しました。

各施設とも、「熱意」「誠意」「創意」の法人の基本理念に基づき、次の重点項目により地域社会の信頼にこたえる施設を目指します。

2、東山愛光会の重点項目

(1) 人権尊重・自立支援

利用者の人権・人格を尊重し、安心して生活ができるように支援します。

また、一人ひとりのニーズと意思を尊重し、常に質の高いサービスに努めます。

(2) 公平・公正な施設運営の尊重

個々の身体状況や生活歴を踏まえ、常に自己点検に努め、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

(3) 地域に根ざした施設

常に地域や家庭と連携を保ち、地域社会の一員として地域に信頼される施設運営に努めます。

(4) 職員の資質の向上

常に福祉施設職員として誠意を持ってサービスが提供できるよう専門性の向上はもとより、法人職員として、定款・規約や規程に基づき共通の認識のもと処遇向上に努めます。

また、信頼される施設運営に欠かせない職員の確保が急務となっていますが、介護福祉士の資格を取得した臨時職員の正職員化を行うと共に、市内の高等学校や市外の専門学校等に早めに採用情報を提出し、一人でも多くの職員確保に努めます。

令和8年度 法人全体の視点

社会福祉法人東山愛光会は、事業の透明性、公益性、非営利性により徹底して健全な事業運営に取り組み、法人・施設が持つ資源を活用して、より住みやすい地域になるよう地域の方々と共に考えて参ります。また、今年度も、感染症や災害への対応力強化に努めて参ります。

これからますます困難となってくる介護人材の確保については、介護ロボットやＩＣＴ活用を検討しつつ、導入により効率的なサービス提供を実現することにより、介護現場の革新と職員の業務の軽減化を図ると共に、魅力ある職場とすることで、新たな職員採用の決め手となることを目指します。

医療との連携体制については、協力医療機関として「社団医療法人西城病院の一関西城病院」と協定書を締結し、引続き連携の強化を進め、地域福祉の拠点としての役割と地域包括ケアシステムを推進するとともに、自立支援、重度化防止対策への取組を強化して参ります。

1、理事会、評議員会、監査等

ガバナンスの強化、経営の効率化、法令順守を強化した運営を進めて行きます。議決機関としての評議員会による重要事項の決議により、理事会への牽制機能を果たし、法人運営の適正かつ公正な執行を確保します。

A、定時評議員会の開催（重要事項の決定）

- (ア) 会計年度終了後3か月以内に開催
- (イ) 理事及び監事の選任、決算の認定等

B、理事会の開催（定例会）

- (ア) 定例理事会の開催（理事長、業務執行理事の業務報告）
- (イ) 理事及び監事の推薦、決算の承認
- (ウ) 補正予算及び上半期事業報告
- (エ) 翌年度事業計画（案）、予算（案）及び下半期事業報告等

C、監事権限の明確化

- (ア) 監事による定款18条による監査報告の作成
- (イ) 理事会への報告義務
理事の法令、定款違反等について理事会に是正を促す。
- (ウ) 理事会への出席義務
理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
- (エ) 評議員会への報告義務
- (オ) 理事の悪法行為の差止め

2 社会福祉法等の改正への対応

社会福祉法等の一部改正(平成 28 年)から 10 年が経過し、この間、組織の在り方や運営の透明性などを、法人として毎月開催の経営会議において検証しながら適正な法人経営に取り組んできました。また、社会福祉連携推進法人制度では、合併や事業譲渡等のガイドラインが示されました。今後も社会福祉法人の公益性・非営利性にふさわしい組織として社会に貢献するとともに、事業の透明性の向上を図るため、引き続き、経営会議で検証を進めて参ります。

3 職員の資質向上

職員の資質向上と福祉サービスの供給体制の整備、福祉サービスの充実を図るため、以下について取り組んで行きます。

- ・ 職員の資質向上を図るため、自らが目標を設定、年間の振り返りで自己評価と達成度を確認します。
- ・ 決算財務分析により、課題を読み取る力を身に付け、健全経営と福祉サービスの向上をめざします。

4 人財の確保に向けて

定年継続雇用職員の確保を図る一方、将来の法人事業を担う人財の確保、定年職員の後任や産休・育休を保障する人事体制を充実させるため、広く情報を発信するとともに、積極的に企業説明会・就職相談会に参加し、人財確保の実現を図ります。

5 福祉分野の I C T 導入による業務効率化の検討

I C T 等の実用化推進法などにより、生産性の向上を図る基本的方向性と目標が掲げられています。当法人においては、各事業所で必要とされる改善策を抽出するとともに、I C T 機器を導入する目的とプロセスを明確にし、サービスの質の向上と量的な効率化を検討して参ります。